

農林漁業者へ事業継続支援金 上限15万円を給付

◆給付額

対象者区分	令和元年中の農林漁業による売上高	給付額
漁業者	120万円以上	15万円
	10万円以上120万円未満	5万円
農林業者	120万円以上	15万円
	10万円以上120万円未満	5万円

町では、町内の農林漁業者（法人を除く）に支援金を給付します。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少した農林漁業者の事業継続を支援するために行なうものです。

▽対象者 今年の2月から6月までのいずれかの月で売上高が

前年の同月と比較して減少し、次のどちらかに該当する人

▼漁業者：町内漁業協同組合の正組合員である人

▼農林業者：町内に住所を有し、農業または林業による収入が総収入の2分の1以上を占める人

▽申請期限 時 7月31日

▽申請時間 時 午前9時～午後4時

▽申請場所 時

▼漁業者：役場2階水産商工課

▽申請に必要なもの

①申請書（町水産商工課、町農林課で配布）

②月別売上高が確認できる書類

▼漁業者：水揚證明書

▼農林業者：今年の2月から6月までのいずれか1月分の売上高が確認できる決算書、確定申告書、売上台帳などの書類の写し

③通帳などの写し（表紙およ

び見開き1枚目）

※給付される口座は、申請者本人のものに限ります。

※通帳などお持ちいただければ、受け付け時にコピーします。

④本人確認書類（マイナンバー

カード、運転免許証、パス

ポートなど）

※申請者本人ではない場合は、委任状および代理人の本人確認書類が必要です。

▽注意事項

▼山田町事業継続支援金と重複して受給はできません。

▼ほかの自治体の同趣旨・同目的の支援金・給付金と重複して受給はできません。

▼虚偽の申請により、給付決定を受けた場合、当該決定は取り消しとなります。この際、すでに支援金が給付されているときは返還となります。

◆申請先・問い合わせ ▼漁業

▼農林業者：今年の2月から6月までのいずれか1月分の売上高が確認できる決算書、確定申告書、売上台帳などの書類の写し

（☎821-3111内線222）

▼農林業者：町水産商工課農業振興係（☎821-3111内線2

12））へどうぞ。

新型コロナウイルス感染症 相談窓口開設中

◎症状に関する相談

発熱、息苦しさ、強いだるさ、風邪の症状がある場合は相談ください。24時間・年中無休で対応しています。

▽相談先 帰国者・接触者相談センター（☎019-651-3175/FAX019-626-0837）

◎全般的な相談

県や町では、下記の相談窓口を開設しています。

▷岩手県新型コロナウイルス感染症相談窓口（☎019-629-6085/FAX019-626-0837）

▶時間…午前9時～午後9時（年中無休）

▷町健康子ども課健康づくり係（内線614、615、616）▶時間…午前8時半～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）

「やまだ創業サポート事業」のお知らせ

町では、町内で新たに起業や新事業活動に取り組む中小企業者に初期費用の補助を行います。この制度は、山田町商工会と事業計画の策定支援を受けた上で、活動できます。

▽対象者 町内で新たに起業する▼第二創業する▼新事業活動に取り組む——中小企業者の人

▽受付期限 ▼第1回：7月31日▼第2回：9月30日

▽補助率 3分の2以内

▽補助上限 50万円

▽対象経費 備品購入費や広告宣伝費など

▽補助率 3分の2以内

▽補助上限 50万円

▽受付期限 ▼第1回：8月31日▼第2回：10月30日

▽申請先 町水産商工課商工労働係（〒028-1392山田町八幡町3番20号☎821-3111内線219）

※代表者が若者（令和2年4月1日現在で39歳以下の人）や女性、商店街などで新たに事

◆申込先 町水産商工課商工労働係（〒028-1392山田町八幡町3番20号☎821-3111内線219）

111内線219）へどうぞ。